

○近江八幡市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、インターネット通信を介して近江八幡市（以下、「市」といいます。）が保有する公共施設の空き状況の照会、利用の予約及び利用料等のオンライン決済（以下「利用予約等」といいます。）を行うことができる近江八幡市公共施設予約システム（以下「システム」といいます。）の利用について必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 施設 市が保有する公共施設のうち、システムを利用して利用予約等が行えるものをいいます。
- (2) 利用者 システムを利用する者をいいます。
- (3) 施設管理者 システムを管理する者（市又は市が指定した施設の管理者）をいいます。
- (4) ユーザID 利用者を識別するために使用する任意の符号をいいます。
- (5) パスワード ユーザIDと組み合わせて、利用者が本人であるか確認するために使用する任意の符号をいいます。
- (6) インターネット予約 システムを利用して、施設の利用の予約を行うことをいいます。
- (7) オンライン決済 施設の利用料等を、電磁的手続により支払うことをいいます。

(利用規約の同意)

第3条 利用者は、この規約に同意しなければなりません。

(条例等の適用)

第4条 システムを利用した利用予約等、利用の制限、減免の条件、施設の利用に係る利用料等の支払等については、利用予約等を行った施設に係る条例、規則等及び施設管理者が定める関係規程の定めるところによるものとします。

(利用者登録の申請)

第5条 利用者は、利用予約等を行う場合は、あらかじめ利用者登録を申請しなければなりません。

- 2 利用者登録の申請は、利用者が所有するパソコン、スマートフォン等で仮登録し、最も利用する施設の窓口で本登録するものとします。
- 3 利用者登録において設定するパスワードは、半角英数字が混在した4文字から20文字までの任意の文字列とします。
- 4 団体による利用者登録の申請は、団体の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が行うこととします。

(利用者の本人確認)

第6条 施設管理者は、利用者が、施設の窓口で利用者登録の本登録を申請する場合は、利用者が本人であること（団体による申請の場合は、代表者等が本人であること）を次の各号のいずれかの本人を証するものの提示により確認するものとします。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険証
- (3) マイナンバーカード
- (4) パスポート
- (5) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書

2 施設管理者は、団体による利用者登録の本登録の申請の場合は、代表者等が団体の構成員であることを証する書類又は団体の構成員名簿の提出を求めることがあります。

(利用者登録)

第7条 施設管理者は、利用者が本人であることを確認できた場合は、第5条の規定による申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに該当申請の利用者登録を行うものとします。

2 利用者は、前項の規定による利用者登録が行われた以降、システムを利用して利用予約等を行うことができます。ただし、施設管理者の判断で利用予約等を行える施設を制限する場合があります。

3 利用者登録の有効期限は、原則、システム稼働終了時までとします。

4 利用者登録は、1団体又は1利用者につき1つとします。

(ログインID及びパスワードの管理)

第8条 利用者は、ログインID及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理しなければなりません。

2 ログインID及びパスワードにより行われた利用予約等については、利用者本人により行われたものとみなします。

(費用)

第9条 利用者登録及び利用予約等のシステムの利用に係る費用は、無料とします。ただし、システムを利用するに当たって必要とする機器、ソフトウェア及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、利用者の負担とします。

(利用時間)

第10条 システムの利用時間は、原則、24時間とします。ただし、保守等によりシステムの一部又は全部を停止することがあります。

(登録事項の変更手続)

第11条 利用者は、システムに登録されている内容に変更が生じた場合は、速やかに利用する施設の窓口へ届出なければなりません。

(利用者登録の解除)

第12条 利用者が利用者登録を解除しようとする場合は、施設の窓口へ届出なければなりません。

(施設管理者による利用者登録の解除及び制限)

第13条 利用者が前条に規定する解除手続を行ったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録の解除又は制限を行うこととします。

- (1) 虚偽の申請により利用者登録したとき。
- (2) 施設の管理に関する例規等又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 住所変更の届け出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由により、利用者への通知又は連絡を行うことができないと市が判断したとき。
- (5) インターネット予約の頻繁な取消し、利用予約等を行った施設を当日利用しない等の行為を繰り返し行う等の不適切な利用があると市が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者として不適格と市が認めたとき。

(予約)

第14条 利用者は、インターネット予約を行った場合は、各施設の定めるところにより施設の利用料等を支払い、利用許可を得るものとします。

- 2 インターネット予約は、施設により一部又は全部が利用できない場合があります。
- 3 インターネット予約を行った日から起算し、各施設の定める期間内に利用許可を得ない場合、施設管理者は、インターネット予約を取り消します。
- 4 インターネット予約の開始日時又は終了日時は、各施設で定めるものとします。なお、施設の窓口での予約開始日時又は終了日時と異なる場合があります。
- 5 予約の取消は、利用許可前にあっては、システムより行ってください。対して、利用許可後にあっては、施設の窓口へ連絡し、施設が定める手続を行ってください。
- 6 利用料等の減免を受けている利用者は、インターネット予約の際、利用する施設に応じた減免率を選択してください。なお、施設管理者が、利用許可時に減免率を変更する場合があります。
- 7 施設管理者は、災害の発生等やむを得ない場合に、インターネット予約を取り消すことがあります。

(オンライン決済)

第15条 利用者は、施設の利用料等をオンライン決済することができます。

- 2 オンライン決済は、施設により一部又は全部が利用できない場合があります。
- 3 オンライン決済が行われ、システムに決済に係る情報が反映された時点で、当該決済の対象であるインターネット予約が確定し、前条第1項の規定による利用許可が得られたものとします。
- 4 施設管理者は、オンライン決済した金額が、実際の利用条件に基づき再計算した結果、利用料等が不足する場合は、利用者へ不足する金額を請求します。対して、利用料等に還付がある場合は、利用者へ差額を返金します。請求又は返金の方法は、各施設で定めるところによるものとします。

(個人情報保護)

第16条 施設管理者は、利用者の個人情報及び予約情報等を、本来の目的以外に利用せず、その管理に十分注意を払わなければならないものとします。

2 利用者は、利用者登録の情報について、施設の利用予約等に必要な範囲に限り、システム内で共通情報として利用することに同意するものとします。

3 その他個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによるものとします。

(免責事項)

第17条 市は、利用者がシステムを利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 市は、システムの運用の停止、中止又は中断等により発生した損害について、一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第18条 市は、必要があると認めるときは、利用者に事前に通知を行うことなく、この規約を変更できることとし、利用者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うものとします。

(システムの終了)

第19条 システムの稼働終了時においては、利用者が届け出た情報は全て抹消します。

(例外)

第20条 近江八幡市火葬場については、別に定めるものとします。

付 則

この規約は、令和5年4月1日から施行します。